慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	特集I「自由と秩序 : 主体としての個人の行方」に寄せて
Sub Title	
Author	澤井, 敦(Sawai, Atsushi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1999
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.4 (1999.) ,p.1- 3
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集I: 自由と秩序 : 主体としての個人の行方
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19990000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集Ⅰ「自由と秩序―主体としての個人の行方―」に寄せて

特集Ⅰ編集担当　澤井　敦

ある大学でここ何年間か、死をテーマにしたゼミをやっている。そこでの話だが、最近、例えば積極的安楽死（延命治療を中止するだけでなく、薬物を使用して積極的に命を断つ安楽死）について、法的に容認しているオランダやアメリカのオレゴン州の事例、日本の「安楽死」事件の事例などの情報を共有した後、さて自分だったらどうするか、と問うた場合、こんな答えが返ってくることが多い。「自分だったら安楽死はしたいとは思わないが、そうしたいと本当に願っている人がいるのであれば、その人の意志を尊重して、安楽死させてあげてもいいと思う」。この種の意見は、ごく自然に淡々と語られ、妙な説得力をもって、若い学生たちの間に浸透していく。それを眺めている教員としての私は、少しいらだちながら、「でも、積極的安楽死って自殺とほとんど同じことだよ。誰かが自殺しようとしてたらふつうとめるでしょ？　そうじゃなきゃ人間と人間の関係ってなんなのよ」と言うのであるが、言いながらどうも居心地が悪い。おそらく、私の言う「ふつう」や「人間と人間との関係」という言葉が、確かなリアリティをもって、学生たちに、また私自身にも、響いていないのだ。

例えば以上のような状況について、考えてみたい、他の人々の意見を聞いてみたいと思ったのが、この特集を企画するひとつの発端である。友人でもある３人に、依頼状とともに、以下の説明を送った。

「特集１　自由と秩序――主体としての個人の行方」について

以下の趣旨は、特集の各論文を結びつける最低限の接点となれば、という希望の発露でありますので、そういうものとしてご了解いただければ幸いです。以下の趣旨に、ご論文の内容を無理に合わせていただく必要はいっさいありません。

近年、自己決定権（性、生命倫理、教育などに関して）、あるいは、リベラリズムをめぐる議論が活性化している。これ自体、従来の社会主義と自由主義という枠組みが崩れ、自由主義あるいは個人主義的な考え方を（それにたいしてどのような態度をとるのであれ）、社会全体として正面から受け止めざるをえなくなったことの現れであると思う。こうした議論において共通して問題となっているのは、簡略化して言えば、「個人（主体）は自由に自己決定して生きる権利を有しており、迷惑がかかっていない限りそれについて他者がと

やかく言う権利はない、ただし個人は自己の決定の結果について自分で責任を負う必要がある」という考え方である。こうした考え方を基礎にして従来のさまざまな社会的強制を突破し、個人主義的原理を貫徹させようという議論がある一方で、他方、個人主義的な原理を貫徹させることにはある種の歯止め（例えば、ナショナリスティックな、あるいはエコロジカルな、あるいは他者との共生の原理など、質的には論者に応じて多様な）が必要であるとする議論もまた存在している。

さて、もちろん、こうした問題は、オーソドックスな問題、つまり、個人主義、近代的主体、自由主義、社会秩序の問題などと無関係なものではなく、むしろその延長線上にあると考えられるものである。本特集では、自己決定権やリベラリズムの問題を直接とりあげるというよりは、むしろそれらを背景として、オーソドックスな問題群をも視野に入れつつ、あらためて、現代社会において「主体としての個人」とはいかなる存在なのか、他者との関係性は「個人」にとっていかなる意味を持つものなのか、「個人」の自由と社会の秩序はどのように関係するものなのか等々といった基本的かつ根本的な問題を考えること（学説史的に、あるいは理論的に、あるいは具体的な社会問題に即して……）ができればと思う。

その後、一番先に仕上がった鈴木論文を他のお二人に添付して送信するなど、E-mail によるやりとりをへて、これに続く特集ができあがった。

やりとりの中で、また、できあがったものを読んで、私の中に浮かび上がってきたのは、「『個人の自由』か『社会の秩序』か、『自己決定』か『社会規制』か、といったテーマがいろいろなかたちで問題になっておりますが、結局、そのどちらをとるか、ということではなく、こうした二項対立というかたちで問題化されざるをえないような、基底的な関係性の変容ということがターゲットであると考えます」（草柳氏へのメールより引用）ということだ。例えば鈴木論文と草柳論文は、学校と恋愛という、異なる対象を扱っている。しかし、その両者が言い当てようとしているのは、その二つの領域に二つの相貌を持って現れてきている同一の流れ、先の引用文でいう「基底的な関係性の変容」であるように感じる。このように見ると、自由か秩序か、という二項対立図式で考えても、あまり意味がないように思える。というか、自由か秩序か、という問題は、例えば、安楽死なら安楽死という具体的な問題に即して、その具体的な実状に即して議論されるべきものであると思う。それはおそらく、完全な自由と完全なコントロールの間のどこに落としどころを見つけるか、「自由のための秩序」をどの水準に設定するか、それをどのような手続き、ルール、セッティングで具体化していくかという技術的な問題であるだろう。こうした議論が、さまざまな領域の実状に即して展開されることはもちろん重要である。しかし、それと同時に社会学が問うべきなのは、さまざま領域で進行している議論を透視して、さらにその底にある社会変容にまで、つまり、「二項対立というかたちで問題化されざるをえないような、基底的な関係性の変容」にまで視線を向けることではないか。菅

野論文が逆に照射してくれるように、主体としての個人を始発点とする従来の社会学は、こうした関係性の変容をとらえる力、また、それとともに生じてくる社会問題にたいして有効な処方箋を示す力を、もはや持ちえていないのかもしれない。

以上は、「編集」という名のコミュニケーションの最中に、私が抱いた感想である。私にとってそうであったように、読者諸氏にとってもこの特集が、思考を促すひとつの契機となれば、幸いである。

（さわい　あつし　大妻女子大学人間関係学部）